

高等学校等就学支援金を受けるための手続き

高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」といいます。）は、次の要件に当てはまる生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担するものです。貸与型の奨学金とは違い、返済の必要がありません。新1年生は、4月と7月の2回、手続きが必要です。（7月の手続きは毎年必要です。）

支給対象となる要件

- 保護者等の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は調整控除の額に3/4を乗じた額）で計算される算定基準額が304,200円未満であること
年収で910万円程度ですが、扶養などの条件によって変わります。
4月は前年度分の額、7月は今年度分の額で判断します。
父母ともに所得がある場合は合計の額になります。
- 高等学校等に在学した期間が通算で36月を超えていないこと
定時制・通信制課程の場合は48月です。国立・公立・私立を問いません。
- 申請書とマイナンバーカードの写し等を期限内に学校に提出すること

申請書を期限内に提出しなかった場合や、支給対象とならなかった場合には、授業料を支払う必要があります。授業料は、4期に分けて納めていただきます。金額は年額で全日制118,800円、定時制で32,400円、通信制は1単位あたり330円です。就学支援金の受給には審査があります。4月の申請に対する審査結果は、7月上旬（予定）に学校を通じてお知らせします。

手続きに必要なマイナンバーカードの写し等について

- ① マイナンバーが記載された次のいずれかの書類のコピーを提出してください。
 - ・マイナンバーカードの裏面
 - ・マイナンバーが記載された住民票等（※1）
 - ・マイナンバー通知カード（※2）

※1 マイナンバーが記載された住民票等を提出する場合は、3か月以内に発行されたもので、保護者等のマイナンバー・名前・住所・生年月日と、発行した市区町村の公印・発行日が確認できる必要があります。

※2 マイナンバー通知カードは、令和2年5月25日施行のデジタル手続法によって廃止されていますが、以下のいずれかの条件を満たしている場合は使用できます。

・記載事項（名前・住所・生年月日・性別・マイナンバー）に変更がない場合

・法施行前（令和2年5月25日以前）に記載事項の変更手続きを行っている

場合

◎マイナンバーが確認できる書類をご提出いただき、保護者等に変更がない場合においては、在学期間中の添付書類の提出を省略することができます。

② 生活保護受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。

・生活保護受給証明書は、3か月以内に発行された原本が必要です。コピーされたものは無効となります。提出された原本は返却しません。

※上記の②の証明書類で申請する場合は、次の申請のときに、生活保護受給証明書の提出が必要となります。

※①・②のいずれの書類も提出できない場合は、お通りの学校事務室にお問合せください。

※「ご注意ください！」

就学支援金の申請にあたっては、収入に基づく税情報が重要です。税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。

結果の通知が遅れる原因にもなりますので、必ず税の申告を行うようお願いいたします。

奨学のための給付金を受けるための手続き

奨学のための給付金（以下、「奨学給付金」といいます。）は、保護者等全員（父母の両方）の「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」を合算した額が0円（非課税）の世帯（以下、「非課税世帯」といいます。）、または生活保護受給世帯に、授業料以外の教育に関する経費に充てるために支給されるもので、返済の必要はありません。申請手続きは、保護者が居住している都道府県で、年に1回、7月に行います。

支給額（年額）は、生活保護受給世帯が32,300円、非課税世帯が全日制・定時制では117,100円、通信制では50,500円です。

ただし、全日制・定時制で、非課税世帯に扶養されている2人目以降の高校生の場合、または非課税世帯で高校生のほかに15歳以上23歳未満の中学生以外の兄弟姉妹がいる場合には143,700円になります。この場合、家族の扶養状況を証明する書類が別に必要です。

就学支援金と奨学給付金は別の制度ですので、保護者等全員が非課税であることを証明する書類が必要になります。また、奨学給付金を振り込む口座を確認するため、通帳の写しが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、令和2年度から、通常の申請に加えて、次の2つの制度を新しく設けました。

① 新入生への前倒し給付：新入生の世帯で、令和4年度の非課税世帯に、奨学給付金の一部を先に支払います。この制度の申し込みを希望する方は、通常の申請とは別に申し込みの手続きをする必要があります。

② 家計急変世帯への支援：令和5年度が非課税ではない世帯で、今年になって保護者等全員の収入が非課税世帯相当にまで落ち込んだ世帯に、奨学給付金を支払います。

この制度は、通常の申請の対象ではない世帯だけが申し込むことができます。この制度の申し込みを希望する方は、申請書と、次の4種類の書類を提出する必要があります。

1. 収入が落ち込んだ理由を証明する書類
2. 落ち込む前の収入を証明する書類として、令和4年度の課税証明書（保護者等全員分）
3. 落ち込んだ後の収入を証明する書類（保護者等全員分）
4. 世帯全員分の健康保険証の写しか、扶養家族の人数が書かれた課税証明書

お問い合わせは、学校または大阪府教育庁施設財務課（06-6944-6913）まで